

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security

223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者 ■梅林宏道 製作責任者 ■田巻一彦 郵便振替口座 ■00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

### クラスター爆弾

## 禁止条約へ 有志国家・NGOが動く

### 自衛隊は非人道兵器を廃棄すべきである

クラスター爆弾の禁止については、これまで国連の「特定通常兵器使用禁止制限条約 (CCW)」締約国会議の枠内で禁止することが模索されてきた。しかし、昨年夏のイスラエルによるレバノン攻撃の際、それが大量に使用され、兵器の非人道性が再認識され、禁止を求める国際世論が一気に高まった。そして、2008年に禁止条約を制定する動きが始まった。

#### 無差別・非人道兵器

クラスター爆弾の定義については2ページの用語解説を参照していただきたい。

禁止への急速な動きの原因となったレバノン南部には、100万発以上の不発子爆弾が残っていると推定されているが、その9割が停戦前の72時間に集中して投下されたとされている(毎日新聞、1月1日、「STOPクラスター。第1部・無差別兵器の悲劇」)。停戦後も相手側を苦しめることを意図的に狙ったと思われる。

さらに「ハンディキャップ・インターナショナル」の調査によると、「過去30年間で24か国で少なくとも3億6000万個の子爆弾が使用され、死傷者は確認されただけで約1万1000人、推定では10万人に達する。死傷者の98%が民間人であり27%が子供だった。深刻なのは、いまなお世界に3300万個以上の不発子爆弾が回収されずに転がっていることだ」(毎日新聞、2月19日付社説)と報道されている。

#### 力強いオスロ宣言

2月22-23日、ノルウェーのオスロで「クラスター爆弾・オスロ会議」が開催され、23日に「オスロ宣言」が採択された。今回の「オスロ宣言」は、第1項において、「法的拘束力のある

国際文書の成立」、つまり禁止条約の成立の目標期日を2008年に設定していることに見られるように、一気に目標を達成しようとする意欲にあふれたものとなっている。参加49カ国のうち「宣言」を支持しなかったのは、日本、ポーランド、ルーマニアの3カ国のみであった。なお、米国、中国、ロシア、イスラエル、インドなどは会議そのものに不参加で

#### 今号の内容

クラスター爆弾禁止条約へ  
CDまたもや空転

カットオフ条約交渉始まらず

イランに制裁追加決議

英下院トライデント延長を承認

あさましい米軍再編促進法案

国連軍縮局の改組が決着

【連載】被爆地の一角から(18) 土山秀夫

国民保護法と核攻撃

5月1日号は休みます。次は5月15日合併号です。

## クラスター爆弾とは 「空から撒く地雷」

「クラスター」は、英語で、ぶどうの「ぶさ」や人の「群れ」などの意。親容器に数個から最大2000個以上の「子爆弾」が詰め込まれていて、爆撃機から投下されると、数100メートルの広範囲に飛び散る。旧式のものでは不発率が数10%に上るものがあり、戦闘終了後も一般市民への被害が及び続けるため、「無差別的殺傷兵器」として問題にされてきている。現在、34カ国が製造し、73カ国が保有。日本の自衛隊も保有している。

本格的な使用はベトナム戦争からだが、ナチスが「空から撒く地雷」として使用したものが原型と言われる。湾岸戦争、コソボやアフガニスタンでの紛争、イラク戦争などでも使われてきているが、昨年夏のイスラエルによるレバノン攻撃の際、大量に使用され、禁止を求める国際世論が一気に高まった。

あった。

49カ国の他に、赤十字国際委員会、国連など6つの国際機関やNGOが参加したが、今回の「オスロ会議」を実質的にノルウェー政府と共催したとも言われるCMC(クラスター爆弾連合)は、30カ国70組織から100人以上を送り込んだ。伝えられるところによれば、「CMCの扱いは各国政府と完全に対等かむしろそれ以上。主催国のノルウェー『オスロ宣言』の草案や修正案を各国政府より先にCMCに示し、すり合わせた」とされる(毎日新聞、2月25日)。

今回の会議には、ICBUW(ウラン兵器禁止を求める国際連合)からもイギリスのメンバーがオブザーバーとして参加したが、熱気にあふれた会議の様子を「きわめて感動的なものだった」と伝えている。最初は、かなりの国が、「動きがあまりに速すぎる」と躊躇していたものの、「一気に条約作りを開始しようという大勢がはつきりするや、それまで躊躇していた国々も、条約制定プロセスの外に置かれるこ

と、「歴史の間違ったサイドに取り残されること」を恐れて、一挙に賛成する側に回ったとのこと。報じられているように、沈黙し続け、態度を保留した日本には深い失望の声が寄せられている。

「オスロ宣言」全文を下段に掲げた。

## 「全面禁止」か「部分禁止」か

備蓄爆弾の廃棄や被害者支援のための国際的体制作り先視野に入れた、画期的内容となっているが、難しい問題も孕まれていることが指摘されている。

最大の問題は、「容認しがたい危害を市民に及ぼすクラスター爆弾」という表現に関わる。クラスター爆弾の禁止が求められている最大の理由は、不発率が高く、戦闘終了後も一般市民に深刻な被害が及ぶことにあるが、「それでは、不発率がきわめて低ければ、非人道的兵器とは言えないのではないか」という議論があるのだ。実際、不発率が1%以下の「スマート」なクラスター爆弾が開発されておりドイツなどは、禁止の対象外にすべきだと主張した。兵器として「効率的」なクラスター爆弾を手放したくない「軍の論理」と、できれば「全面禁止」を目指したいNGO間で、今後、難しい調整が図られることとなる。

## 国連の内と外

二つ目の問題は、第3項において、「国際人道法の枠内において、また、あらゆる関連協議機関において取り組み続けること」が言及されていることに現れている。クラスター爆弾の問題は、2001年以降、「特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)締約国会議においても取り上げられてきているが、何ら具体的成果が上げられないでいる。国連の枠組み内にある軍縮会議もCCW締約国会議も、その「全会一致」の意思決定方式が大きな障害となり、機能しえていない。こうした認識を共有するNGOと有志国が、国連の枠

## 資料 オスロ宣言

「関連諸国、国連諸機関、赤十字国際委員会、クラスター爆弾連合(CMC)及び他の人道組織からなるグループは、2007年2月22-23日、オスロに集まり、クラスター爆弾によって引き起こされる人道的諸問題に効果的に対処する方法を議論した。

クラスター爆弾の使用によって引き起こされる深刻な結果、および緊急行動の必要性を認識しつつ、関連諸国は下記のことを約束する:

1 2008年までに、下記目的のため、法的拘束力のある国際文書を成立させる

( ) 容認しがたい危害を市民に及ぼすク

ラスター爆弾の使用、製造、移転および貯蔵を禁止する。

( ) 次のことを保証するための協力・援助体制を確立する。すなわち、被害者とそのコミュニティへの十分なケアと復興、汚染地域における(不発弾)除去、リスクの教育、及び禁止されたクラスター爆弾の備蓄廃棄。

2 こうした諸問題に取り組むため、国家レベルにおける方策を検討する。

3 クラスター爆弾が提起している人道的諸課題に、国際人道法の枠内において、また、あらゆる関連協議機関において取り組み続

ける。

4 こうした取り組みを継続するため、5-6月リマにおいて、11-12月ウィーンにおいて、さら

には2008年初めダブリンにおいて再び会合を開く。また、ベルギーが地域会議を組織するという発表を歓迎する。

オスロ、2007年2月23日

(訳:嘉指信雄、ピースデポ)

原文はCMC=Cluster Munitions Coalition(クラスター爆弾連合)のホームページ参照。

<http://www.stopclustermunitions.org/news.asp?id=52>

<署名国>

アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エジプト、フィンランド、フランス、ドイツ、グアテマラ、パチカン市国、ハンガリー、アイスランド、インドネシア、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラトビア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、モザンビーク、オランダ、ニューージーランド、ノルウェー、ペルー、ポルトガル、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国(以上46か国)

<会議参加・非署名国>

日本、ポーランド、ルーマニア(以上3か国)

組みの外に打開の道を求め、今年で10周年となる「対人地雷禁止条約」の「オタワ・プロセス」そして今回の「オスロ会議」を実現させた。しかし、これらの動きは、既存の軍縮体制にとっては、その存在意義を否定されかねない脅威でもある。そうした既存の体制との競合・対立関係を弱め、相互補完的なものとして位置づける意味合いが、第3項には込められているのである。

ちなみに、ICBUW(ウラン兵器禁止を求める国際連合)では、3月5-9日、ジュネーブの国連欧州本部内でのセミナー「ウラン兵器禁止に向けて」やロビー活動、各国代表部やWHOへの訪問などを行った。今回の活動は、軍縮会議の会期に合わせて行ったもので、3月6日は朝から、会議場入口で

各国代表に同日午後開催のセミナーへの参加を呼びかけ、その後、会議の傍聴をした。軍縮会議は膠着状態に陥ってしまっているが、国連の枠組みの外では、対人地雷やクラスター爆弾などの「無差別殺傷兵器」の禁止に向けた成果があがりつつあることが、軍縮会議に対し大きなプレッシャーとなっていることが各国代表の発言からはっきりと伝わってきた。それは、会議の冒頭、WILPF(婦人国際平和自由連盟)の声明を議長が読み上げたのを受けて、軍縮会議にNGOをメンバーとして受け入れるべき時期に来ているのかどうかにつき賛否両論が交わされたことに端的に示されていた。  
(嘉指信雄)

## 国連軍縮局

# 再編問題が決着 現状維持というが評価は未定

本誌273号(07年2月1日)で報告した国連の軍縮局が政治局に合併されるかもしれないという問題が決着した。3月15日に開かれた国連総会は、潘基文(パン・ギムン)事務総長が提案する平和維持と軍縮について改革決議案を投票なしに採択した<sup>1</sup>。前者の決議(A/RES/61/256)は、平和活動維持局(Department of Peacekeeping Operations)を2つの局に分割して、現地支援局(Department of Field Support)という新たな局を設け、局の長に別の事務次長をおくものである。後者の決議(A/RES/61/257、下段に抜粋)は、現在の軍縮局(DDA)を現状の組織機構を維持し

たまま軍縮部(Office for Disarmament Affairs)として「局」から「部」に変更して事務総長の直属組織になるというものである。その長には事務次長と同格の役職地位をもつ上級代表(High Representative)を置くという。この変化は、軍縮局が政治局に合併されるという最初の案と比較すればよくなったと言える。

しかし、実際「軍縮部」の国連機構上の位置づけがどうなるのか、なぜ「部」にする必要があるのか、など現状では情報不足である。囲みに示した国連決議においても、そこまで明らかにされていない。

現状と変わらないと強調する意見がある一方で、局から部になったのは格下げであることに変わりがなく、何かとやりにくくなるという意見もある。(水熊克哉、梅林宏道)

注

1 "General Assembly Gives Support To Secretary-General's Proposals To Restructure United Nations Peacekeeping, Disarmament," 15 March 2007, [www.un.org/News/Press/docs/2007/ga10579.doc.htm](http://www.un.org/News/Press/docs/2007/ga10579.doc.htm)

2 「Office」を「室」と訳す意見もあるが、スタッフ体制は「局」のままであり「室」が与えるイメージは先大きいので、「部」と訳した。

資料 国連軍縮局改組を承認した総会決議

軍縮アジェンダを前進させるために  
(国連)組織の能力を強化する  
(A/RES/61/257) 2007年3月15日

国連総会は、(略)

軍縮分野における国連の中心的な役割と主要な責任を再確認し、

国連総会の手続き規約、及び財政規則と組織規約に留意し、

軍縮部を設置し、その長として上級代表を任命するとの事務総長の意図に留意し、

1 現在の軍縮局が有する予算上の独立性と現存の構成と機能を維持しつつ軍縮部を設置し、国連事務次長と同じ階級をもつ上級代表を軍縮部の長に任命することを支持する。また、当該上級代表が事務総長に直属し、(国連)事務局の政策決定プロセスに参加すること

を歓迎する。

2 軍縮部が、総会の定める関係任務、決定、及び決議を全面的に履行すべきことを強調する。

3 事務総長が、上級代表を任命した後できるだけ速やかに、確立された手続きに従って作成した報告 上級代表の任命や軍縮部に与えられた任務の実施によって発生する財政的、管理上、また予算上の問題に関する報告を、総会に提出することを要請する。

4 また、事務総長が、第62回総会に対して、軍縮部の活動に関する報告を行うことを要請する。

5 さらにまた、事務総長が、第63回総会の考察に供するため、本決議の履行を点検するための報告書を第63回総会に提出するよう求める。(以上)

(訳:ピースデポ)

# 1 自治体に金の力で 「転向」を迫る 「分断・恫喝・買収法案」の正体

## 「原子力空母も米軍再編」のご都合主義

3月23日、国会では「米軍再編促進特措法案（正式名称：駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案。内閣提出法案第27号）」の審議が始まった。政府は、今第166通常国会（会期は6月23日まで）中の成立を目指している。

2017（平成29）年までの時限立法である同法案の目的は、第1条（目的）によれば要旨次のとおりである。

（1）米軍と自衛隊の再編による住民の生活への負担の増加を配慮して、そのような地域の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興や周辺地域との一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じる。

（2）沖縄海兵隊のグアム移転に要する費用を日本が負担するために、国際協力銀行（JBIC）の業務と同銀行への政府による財政上の措置の特例を設ける。

このうち（1）は具体的にいえば、関連自治体に対する新たな基地交付金＝再編交付金の創設である。

ところで、法案における「駐留軍等の再編」とは、第2条（定義）によれば、06年5月1日の日米安全保障協議委員会によって合意された「駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置、又は運用の態様の変更」であるが、その後注目すべき一節が「当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。」これが横須賀の原子力空母配備のことを指すことは明白である。原子力空母配備は昨年5月1日の「再編合意」の枠外に置かれた。しかし、その後の横須賀市長の配備容認（06年6月）を受けて、その「協力」に報いる再編交付金の対象とするためこの一節が挿入されたと思われる。政府のご都合主義と「信賞必罰」思想が露である。

## 自治体の協力を「採点」して交付金

問題は、新たな「基地交付金」がどのような性格を持ち、いかに運用されるかである。法案第6条（再編交付金）は次のように言う。

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村の係る再編関連防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。（強調は筆者）

この第6条は、この法案の非民主的・反地方自治的性格を象徴している。

「再編の実施に向けた措置の進捗状況」とは何か。この点については、法案の閣議決定（2月9日）以前から、メディアに情報が流された。すなわち、再編交付金は「1.再編案の受け入れ、2.環境影響評価への着手、3.施設整備への着工そして4.再編完了、の4段階に応じて、金額を増やす」、「事業が滞れば、交付は凍結される」<sup>2</sup>などである。しかし上程された法案に、そのような具体的な文言は明示されず、すべては、法成立後に作られる「政令」に委ねられている。交付金の対象となる「特定市町村」<sup>1</sup>「関連特別事業」の指定も防衛大臣の専決事項である。

3月27日の衆議院安全保障委員会で、久間防衛大臣は、このような進捗状況に応じた累進的な交付金額の査定は電源三法<sup>3</sup>に基づく交付金で、「法による規定なし」に「事実上やってきたこと」と述べ、「（防衛省は）こういうような基準でというだけまだ法律に（ママ）法的に」の誤りか…筆者）前進しているような気持ち（質問は民主党・前田雄吉氏）と述べた。しかし、国会審議の対象とならない「政令」に核心的部分を「白紙委任」する本法案が、どうして「前進している」などと言えよう。

その政令の内容について質された大古和雄防衛省防衛政策局長は、同じ3月29日の衆議院安全保障委員会で、政令の検討は法案成立後に具体的に検討するとして上で、負担の程度を「点数化」して、予算の範囲内で交付するという考えを示した。「再編に伴って住民生活に及ぼす影響の程度（略）については、防衛施設面積の変動ですとか、施設整備の内容ですとか、それら航空機等装備の更新、配備の状況、それから人員の変動、それから訓練移転ですとどう訓練移転の内容かというようなことにつきまして、点数化して、交付金の水準を決めていきたい」（質問は民主党・前田雄吉氏）

一方、法案の第1条（目的）には、「当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するため」とある。この一節は、再編を強硬に拒否する自治体を周辺自治体から包囲、分断する策略に活用されるであろう。つまり被害の少ない基地周辺（たとえば山口県）にも交付金が出ますよ、岩国市がガンですよ、という風に。

座間市議会の意見書（5ページ囲み）は、本法案を「反対自治体を賛成に誘導するもの」と非難している。

## 憲法第95条による住民投票を

この法案は、明らかに特定の地域に限定して適用される。憲法第95条の次の規定を思い起こしたい。

第95条（特別法の住民投票）

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

つまりこの法案は、適用が想定される自治体…名護市や、岩国市、座間市の住民の過半数の同意がなければ制定できないはずである。しかし法案には「住民投票」条項はあるが、民意を問う仕組みは一切規定されていない。これは、憲法に関わる基本的な法案批判の論点である。

## 従来の「基地交付金」とは全く違う

このような政府の恣意による査定が制度化された「再編交付金」は、従来の基地交付金とは全く異なる性格のものである。「国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律」に基づいて交付されてきた交付金には「基地交付金（国有提供施設所在市町村助成交付金）」と「調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）」の二種類である。前者は、提供された国有資産（土地）後者は国有資産ではない米軍が建設・設置した施設に対する固定資産税の代替財源としてそれぞれ交付されるもの。算定基準も、対象資産の価格という客観的な基準に基づいて算定される。したがって、基地そのものに対する自治体の姿勢や考え方が金額に反映される余地は基本的にはない。もっともこの二つの交付金が、多くの自治体では固定資産税の欠損分を補うにはほど遠く、様々な基地被害を考慮すれば増額されてしかるべきであるという声が、自治体からはあがっていることは忘れてならない<sup>15</sup>。このような声を受け止めず、自治体を操る道具としての新しい「交付金」の創設は決して容認できない。

しかし、今回提案されている「再編交付金」は、「進捗状況に応じた」累進性に加えて、前記の大古答弁が言う「点数化」の基準にしても、数値化の難しい質的・定性的事項であり、全体的に査定権を握る政府の恣意によってどこでも匙加減できるものである。

## すでに効果を上げている「恫喝」

自治体の鼻先に金を積んで、いうことを聞かなければこれはやらぬと脅して民意を捻じ曲げさせる「自治体買収法案」または「恫喝法案」とる本法案の狙いは、国会審議

が始まる以前から功を奏している。

法案の閣議決定に前後して流布された情報は、先にあげた「4段階累進増額」と同時に、艦載機訓練の受け入れを拒んでいる岩国市や、普天間代替施設の「V字型滑走路案」の修正を求めている名護市には、「（交付金を）出したら法律違反になる」という政府高官の発言であった。この間、自治体・議会関係者への強烈な「働きかけ」を行われた。

その最たるものが、岩国市に対する市庁舎改築に関する「補助金打ち切り」である。この補助金は97年のSACO合意に基づく交付金であったが、政府は07年度予算を計上しなかった。その理由が岩国市の艦載機移転反対の姿勢であることを、久間防衛大臣は認めている。「ただ、それを各年度の予算補助でやりますよという約束でやっておりますので、予算の申請をするときに、今度の米軍再編で反対と言っておられるときに、やはり先う国民の税金を予算編成で計上するというのはなかなかやりにくい環境にあったために予算計上できなかった（3月27日衆議院安全保障委員会。質問は公明党・遠藤乙彦氏）そして、岩国市議会が再編を事実上容認する決議を市議会公明党の態度変更の結果、賛成多数で決議したのは、06年3月12日の住民投票から1年余りがたった3月23日のことだった。

自治体の意思、それを支える民意に対する政府の答えは、月並みに表現すれば「アメとムチ」である。この姿は日本の民主主義の不在をあらためて私たちに突きつけている。

本誌では、「国際協力銀行（JBIC）特例」を含めた本法案の問題点と審議経過を引き続きフォローして行く。（田巻一彦）

### 注

- 1 法案全文は[www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_gian.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm) から検索できる。
- 2 07年2月5日『読売新聞』など。
- 3 「電源開発促進税法」、「電源開発促進対策特別会計法」及び「発電用施設周辺地域整備法（1974年制定）」
- 4 1957（昭和32）年5月16日・法律第104号。
- 5 例えば、平成18年度「基地交付金及び調整交付金に関する要望書」（神奈川県基地関係県市連絡協議会）[www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/kensikyoyou/180901youbou.pdf](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kiti/kensikyoyou/180901youbou.pdf)

## 座間市議会・米軍再編促進特別措置法に反対する意見書

「米軍再編促進特別措置法」が2月9日閣議決定された。新聞報道等によると同法案は、10年間の時限立法で、米軍再編に伴い基地負担が増える市町村に対し、「再編交付金」を交付すること、在沖縄海兵隊のグアム移転に伴う融資などを可能とするため、国際協力銀行の業務の特例を設けることが主な内容とされている。

その中の「再編交付金」制度について、「部隊の移転に伴って必要となる施設整備等の進捗状況に応じて交付する」または「交付金の交付は、米軍再編に対して当該市町村から理解が示されている場合に限られる」などの「交付要件」が示されているが、このような交付金制度を新設することは、米軍再編の影響を受ける地方自治体を「交付金」によって賛成へと誘導させようとするものであり、こうした手法に大きな怒りと疑義を禁じ得ない。

また政府は、米軍再編最終報告後、本市が一貫して求めている基地恒久化解消策を示すことなく、同法案の国会上程を行おうとしている。このことは、これまでの本市との真剣かつ誠実な協議過程をみずから反故にするようなものであり、到底承服できない。

よって本市議会は、「米軍再編促進特別措置法」に反対するとともに、政府においては、早急にキャンプ座間の基地恒久化解消策を示すよう改めて強く求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年2月23日

# イラン核問題で新安保理決議採択 5大国はまず自ら核軍縮を加速せよ

3月24日、国連安全保障理事会は、核活動を続けるイランに対して制裁を加えるための決議1747を採択した(7ページの資料参照)。昨年12月23日に採択された安保理決議1737(本誌271・2号、07年1月15日)に引き続いて、国連憲章第41条(非軍事制裁)の名の下における2つ目の制裁決議となる。ここでは、決議1747に到る経緯を簡単に振り返ったのち、2つの決議を比較する。

## 外交交渉は妥結せず、2度目の制裁決議へ

決議1737においては、IAEA(国際原子力機関)事務局長に対して、イランの決議遵守状況について60日以内に報告することを求め、その報告に基づいて安保理がイランの行動について再検討することになっていた。

しかし、この60日の間、イランはウラン濃縮活動を停止するそぶりを見せることはなく、いっぽう西側諸国は、イランとの交渉を続ける一方で、イランに対する挑発的な行為に走った。米国はペルシャ湾に2番目の空母戦闘団を派遣し、イランに対して脅威を与え続けている。また、米財務省は、1月9日、イラン5番手の国有銀行「バンク・セパ」が、大量破壊兵器を運搬可能なミサイルの開発に関連している企業などに資金を融通していたとの理由で、同銀行の米国内での資産を凍結する措置を取った<sup>1</sup>。「バンク・セパ」は、決議1737で資産凍結の対象となった10団体のうちのひとつである。また、日本政府も、2月16日、決議1737が指定するイランの10団体・12個人の資産凍結等の措置を発表する。これらに対抗するように、イラン側も、1月17日、IAEAの査察官38人に対するビザ発給を拒否した。38人は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、カナダの国籍保有者だった。

エルバラダイIAEA事務局長は、「制裁だけでは機能しない」イランを孤立させてはならないと主張していたが<sup>2</sup>、武力や制裁で脅しながらの交渉はうまくいかず、所定の60日が過ぎた。決議1737にしたがって2月22日にIAEA事務局長が提出した報告GOV/2007/8<sup>3</sup>では、一部の情報提供、一部査察官の入国、IAEAによる遠隔監視の申し出などをイランが拒否したことが記されている。また、未申告の核物質・核活動が存在しないことはまだ証明されていないと結論づけられている。と同時に、イランはIAEAとの協力を全く拒否しているわけでもないし、少なくとも申告された物質に関してはそれが軍事転用されていないことは証明できている、とされている。

## 決議1737と1747の比較

しかしながら、3月はじめ以降、安保理5大国にドイツを加えた6か国は新しい制裁決議策定に向けた協議に入り、3月

24日に安保理決議1747が採択された。以下でその比較を行う。

両決議はいずれも、ウラン濃縮活動、使用済み核燃料再処理、重水関連計画の一時停止をイランに義務づけている点で共通している。その上で、決議1737の場合は、以下のような制裁措置を定めていた。

- ・上記の核活動に関連する物品・資材・機器・製品・技術をイランに供給・販売・移転することの禁止。
- ・上記の核活動に関連した技術支援や金融支援などの禁止。
- ・上記の核活動、および核兵器運搬システムの開発に関連する個人の移動の制限。
- ・上記の核活動、および核兵器運搬システムの開発に関連する個人・団体の資産凍結。
- ・上記の核活動、および核兵器運搬システムの開発に寄与するような教育・訓練をイラン人に行うことの制限。

このように、決議1737は、制裁の対象を、3つの核活動とミサイル開発関連に絞っていた。しかし、新しい決議1747は、上記のものに加えて、核開発とは関係ない以下のような行為にまで制裁の対象を広げている。

- ・イランからの武器輸入禁止(第5節)
- ・イランに対して特定通常兵器を輸出することの禁止(第6節)
- ・国連加盟国政府や国際金融機関がイラン政府と金融取引することの自粛(第7節)

武器の輸出入を禁止することが一般的に好ましいのは言うまでもないが、問題は、それが自らは大量の武器を輸出入している5大国によって押し付けられている点にある。また、イランの特定の核活動を止めるために、各国政府とイラン政府間の金融活動全般に制裁対象を広げるのは明らかに行き過ぎである。

対北朝鮮制裁の例において明らかのように、こうした強硬な路線はほとんど機能しない。あくまで、イランが安心して外交交渉に入る下地を作るために、イランの安全を保証する措置を取りながら、5大国自身が範を示して核軍縮を進めなければならない。(山口響)

<注>

- 1 <http://www.ustr.eas.gov/press/releases/hp219.htm>
- 2 『フィナンシャル・タイムズ』(電子版)、07年2月19日。<http://www.ft.com/cms/s/d229a13c-c056-11db-995a-000b5df10621.html>
- 3 <http://www.iaea.org/Publications/Documents/Board/2007/gov2007-08.pdf>

国連安全保障理事会  
決議1747(2007)  
2007年3月24日採択

安全保障理事会は、(中略)

国連憲章第7章第41条の下で行動し、

1. イランは、その核計画が完全に平和目的のものであることへの信頼を確立し懸念となっている諸問題を解決するために不可欠である、IAEA理事会が決議GOV/2006/14で要求した措置を速やかに取るべきことを再確認し、この文脈において、イランは国連安保理決議1737(2006)の第2節で要求された措置を速やかに取るべきことを確認する。

2. 拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事するか、直接に関与するか、あるいは支援を提供する個人が、加盟各国の領土に入るか、あるいは通過することに関して監視と制止を行うようすべての加盟国に要請する。また、この点に関連して、安保理決議1737(2006)の付属書あるいは本決議の付属書IIにおいて特定されている個人、さらには、安保理決議1737(2006)の第3節および4節における措置によって、またその措置の下で特定された禁止物品、製品、機材、資材、技術の調達に関与することを通じて行う場合を含めて、拡散上機微なイランの核活動、あるいは核兵器運搬システムの開発に従事するか、直接に関与するか、あるいは支援を提供していると安保理あるいは安保理決議1737(2006)の第18節にしたがって創設された委員会(以下、「委員会」と呼ぶ)が特定した個人が、加盟各国の領土に入るか、あるいは通過する場合には、すべての加盟国はそれを委員会に告知すべきことを決定する。ただし、決議1737(2006)の第3節(b)(i)(ii)における物品に直接関連する活動のための移動を除く。

3 (略)

4. 決議1737(2006)の第12、13、14、15節で特定された措置は、本決議付属書IIにおいて示された個人・団体に対しても適用されることを決定する。

5. イランは、自国領土から直接あるいは間接に、自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、いかなる兵器あるいは関連資材をも供給、販売、移転してはならず、全ての加盟国は、自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、およびイランの領土に由来するか否かを問わず、そうした物品をイランから調達することを禁じられることを決定する。

6. イランに対して、自国領土から直接あるい

は間接に、自国民によって、あるいは自国籍船舶あるいは航空機を用いて、国連軍備登録制度によって定義された戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルおよびその発射基を供給、販売、移転すること、および、それらの兵器の供給、販売、移転、使用に関連した技術支援あるいは訓練、金融支援、投資、仲介その他のサービスの提供、金融資源あるいはサービスの移転をイランに対して提供することについて、監視と制止を行い、情勢を不安定化させるような兵器の蓄積を防ぐようすべての加盟国に要請する。

7. 全ての加盟国および国際金融機関に対して、人道・開発目的のものを除き、イラン・イスラム共和国政府との間で、贈与、金融支援、特別条件での融資の取り決めを結ばないよう要請する。

8. すべての加盟国に対して、上記の第2、4、5、6、7節を適切に実行する見通しを持って取った措置について、本決議の採択から60日以内に委員会に報告するよう要請する。

9. 決議1737(2006)の第2節において提示された一時停止に加え、IAEA理事会の提示した要求にイランが完全かつ検証を伴った形で従えば、イランの核計画が完全に平和目的のものであることを保証するような、外交と交渉を通じた解決に寄与するであろうとの確信を表明し、国際社会はそうした解決に向けて前向きに努力する意志があることを強調し、上記の条項に従うことによって国際社会およびIAEAに再び関与することをイランに促し、そうした関与はイランに利益をもたらすものであることを強調する。

10. 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国、アメリカ合衆国が、この問題を交渉を通じて解決するという誓約を継続して確認し、欧州連合上級代表もそれを支持していることを歓迎する。また、決議1696(2006)によって安全保障理事会も承認している本決議付属書IIIにおさめた2006年6月の6カ国提案(S/2006/521)にイランが取り組むことを奨励する。さらに、イランに対するこの提案がいまだ交渉の対象になっていることを、感謝をもって認識する。この提案は、相互への敬意とイラン核計画は完全に平和的な性格なものであるという国際的な信頼の確立を基礎とした、イランとの関係および協力を発展させることを可能にする長期的な包括的合意を目指すものである。

11. IAEAの権威を強化する決意を繰り返し表明し、IAEA理事会の役割を強く支持し、IAEA事務局長と事務局がイランの全ての懸

案事項をIAEAの枠組みの範囲内において解決するために行っている専門的で中立的な努力を称賛するとともに推奨し、IAEA規程にしたがって核物質が非平和目的に転用されていないかどうかを確認することを含め、保障措置協定への遵守を検証する機関として国際的に承認されているIAEAが、イランの核計画に関連した全ての懸案事項を明確にする努力を継続して行う必要性を強調する。

12. IAEA事務局長に対して、決議1737(2006)に言及されたすべての行動の完全かつ継続的な停止をイランが確立したかどうかについて、また、IAEA理事会が要求したすべての措置、および決議1737(2006)と本決議のその他の条項に関するイランの遵守プロセスについて、IAEA理事会と、同時に安保理が検討できるように60日以内にさらなる報告を提出することを要求する。

13. 60日以内に提出されることになっている上記第12節に言及された報告に照らして、イランの行動を再検討すること、および以下のことを確認する。

(a) イランが、早期かつ相互に受け入れ可能な成果を目指して誠実に交渉することを可能にするよう、研究・開発を含めた全ての濃縮関連活動、再処理活動を、IAEAが検証ができるかたちで一時停止する場合、またその限りにおいて、諸措置の適用を一時停止すること。

(b) 上記の第12節に言及された報告の受領の後に、関連する安全保障理事会決議の下での義務にイランが完全に従い、またIAEA理事会の要求を満たしていることIAEA理事会が確認したことを、安全保障理事会が決定し次第、決議1737(2006)の第3、4、5、6、7、12節、また本決議の第2、4、5、6、7節に定められた措置を終了すること。

(c) 上記第12節の報告が、イランが決議1737(2006)および本決議に従っていないことを示している場合には、これらの決議およびIAEAの要求にイランに従うよう説得するため、国連憲章第7章第41条の下においてさらなる適切な措置を取るべきこと。さらに、追加の措置が必要な場合には、さらなる決定が要求されることを強調する。

14. 本件の推移を引き続き注視することを決定する。

(訳:ピースデポ)



ジュネーブ軍縮会議

## 第1会期が終了

# カットオフ条約 交渉開始ならず

3月30日、ジュネーブ軍縮会議(CD)の07年の第1会期(1月22日～)が終了した。07年の議長を務める6か国が提案した「議長による暫定決定」(CD/2007/L.1。9ページに全訳)の採択の行方が注目されていたが、議論は4月中の開催が合意された「特別委員会」へと持ち越されることになった。過去10年にわたり暗礁に乗り上げているCDを正常化するべく起草された暫定議案には、核分裂性物質生産禁止条約(FMCT、カットオフ条約)の交渉開始を含む、CDの4つの重要議題に関する実質的な作業の開始が盛り込まれていた。以下に、これまでの経過と問題点を整理する。

### 6議長(P6)のイニシアティブ

CDは毎年3回の会期で開催され、1会期の前後半で議長が交代するため、年間を通じて6人の議長(P6)がいる。参加国がアルファベット順に持ちまわるため、07年は南アフリカ、スリランカ、スペイン、スウェーデン、スイス、シリアがその責務を担う。これまで本誌がたびたび論じてきたように、CDは、議題の優先性をめぐる各国の対立から実質議論に入るための作業計画に合意できず、深刻な停滞を続けている。しかし、昨年においては、新しい動きとして、当時のP6(ポーランド、韓国、ルーマニア、ロシア、セネガル、スロバキア)が密な連携のもと、各国政府が年間を通じて効果的に討論を進められるようタイムテーブルを調整し、「フレンズ・オブ・プレジデント」と呼ばれる議長を補佐する国々を任命するなど、これまでにない強いイニシアティブを発揮した。06年のP6は、それらの経験に基づく実績や今後の課題についての考察を「P6ビジョン・ペーパー」と名づけられた文書にまとめて各国に提示し、07年のP6の活躍に期待を託した(06年9月15日にノン・ペーパーの形で出された同文書は、07年1月31日にCDに正式に提出された。CD/1809)。

この精神と方法論を受け継ぎ、07年のP6は、会期前から非公式セッションを開催するなど、CDで実質的な議論を開始するための精力的な活動を開始した。1月24日、CDは、昨年と同様に「2007年CDにおける構成枠組み」(CD/2007/CRP.1)に合意した。これは、CDの7つの議題<sup>1</sup>と議題ごとに任命されたコーディネーターがどのように07年度の計24週のあいだに協議を行っていくかの詳細なタイムテーブルを示したものである。

### 議長の暫定決定案

3月23日、P6は、CDの4つの重要議題「核軍縮」、「大

気圏外での軍備競争の防止(PAROS)、「FMCT」、「消極的安全保証(NSA)」のそれぞれについて、実質的な作業の開始を盛り込んだ議長提案を各国に示した。「議長による暫定決定」と名づけられたその文書は、核軍縮、PAROS、NSAの3つの議題において実質議論の牽引役となるコーディネーターの任命を定め、また、FMCTについては、条約交渉のコーディネーターの任命を定めるものである。あわせて、それら4名のコーディネーターが、07年第2会期の終了時まで、作業の進捗状況をCDに報告することを義務付けた。

その文面からは、全会一致制のCDでの合意達成を最優先課題とし、検証可能なFMCTに反対する米国に譲歩したものであることがわかる。FMCTについては、95年のシャノン報告に明記された「差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な」条約の締結をめざすという国際合意がこれまでの議論の前提であり、この点は、米国を含むすべてのNPT締約国が合意した2000年の13項目の一つとしても確認されている。今回の暫定決定は、こうした過去の合意からは後退したものであることに注意したい。

### 協議は継続へ

P6提案に対するCD参加各国の反応はおおむね好意的なものであった。米国は、「他のいかなる課題にも言及せず、FMCT交渉を開始するという明確な決定のほう望ましい」としつつも、「(現段階で)P6提案に反対することはCDのためにならない」と賛意を示した。一方、いくつかの国からは内容面、手続き面にわたって疑問がさまざまに呈された。インドは「合意への用意がある」としながらも、「4つの重要議題すべてが同様に扱われていないことに注意を喚起する」と述べ、また、FMCTは「普遍的で、差別的でなく、検証可能」であるべき、と提案に異議を唱えた。また、手続き的な問題として、エジプトは、基本的な賛同を示しつつも、「協議に十分な時間が与えられることを望む」との見解を示した。また、アルジェリアはコーディネーターの任務期限が定められていないこと等に疑問を呈した。同様に慎重な姿勢を見せた中国は「すべての参加国には修正を提案したり意見を述べたりする権利がある」と継続的な審議の必要性に言及した<sup>2</sup>。

議長を務めたスリランカのフェルナンド大使は、この決定が将来的な協議や交渉を束縛するものではないと各国の賛同を強く訴えた。しかし、当初採択が予定されていた3月29日にも審議は継続され、結論が出ないままに最終日の30日、07年の第1会期は終了し、暫定決定に関する協議は

## 議長による暫定決定(未採択)

CD / 2007 / L. 1  
2007年3月23日

ジュネーブ軍縮会議は、個々の議題に関する将来的な作業及び交渉に不利益を与えることなく、次の通り決定する。

1. 核軍縮及び核戦争の防止に関する実質議論をとりきるコーディネーターとして、ストーメン大使を任命する。コーディネーターは、今年度第二会期の終了までに、作業の進捗についてジュネーブ軍縮会議に報告書を提示しなければならない。
2. いかなる前提条件も排して、核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する非差別的かつ多国間の条約に関する交渉を取り仕切るコーディネーターとして、トレッツァ大使を任命する。コーディネーターは、今年度第二会期の終了までに、作業の進捗についてジュネーブ軍縮会議に報告書を提示しなければならない。
3. 大気圏外における軍備競争の防止に関連する諸問題を扱う

持ち越しとなった。フェルナンド議長の提案を受け、参加各国は、「できるだけ早期に、手続規則第8条に則り、2007年4月内に、特別委員会を開催する」として基本合意をした<sup>3</sup>。しかし、「特別会議の設置そのものに反対するわけではないが、議長提案に対する正式な決定を確実に下さなければならない」と決まっているわけではないと述べた中国をはじめ<sup>4</sup>、特別委員会に臨む各国の姿勢はさまざまである。今後の動向を注視したい。(中村桂子)

実質議論をとりきるコーディネーターとして、マイヤー大使を任命する。コーディネーターは、今年度第二会期の終了までに、作業の進捗についてジュネーブ軍縮会議に報告書を提示しなければならない。

4. 核兵器の使用または使用の威嚇に対して非核兵器国の安全を保証する適切な国際的取り決めを扱う実質議論をとりきるコーディネーターとして、パランホス大使を任命する。コーディネーターは、今年度第二会期の終了までに、作業の進捗についてジュネーブ軍縮会議に報告書を提示しなければならない。

### 議長声明への補足

個々の問題における4名のコーディネーターの任命に関するCDでの上記決定に続いて、2007年度CD議長によりあらかじめ任命された個々の議題のコーディネーターは、適切に、また、2007年度CD議長の承認のもと、今年度第二会期中に作業を継続することについてもCD内での理解があるものとする。

(訳:ピースデポ)

### 注

1 CDの7つの議題は以下の通り。

1 核軍備競争の停止及び核軍縮 / 2 関連するすべての問題を含む核戦争の防止 / 3 大気圏外における軍備競争の防止 / 4 核兵器の使用または使用の威嚇に対して非核兵器国の安全を保証する効果的な国際的取り決め / 5 放射能兵器を含む、新型の大量破壊兵器及びそのような兵器の新しいシステム / 6 核軍縮の包括的計画 / 7 軍備における透明性

2 国連プレスリリース、07年3月23日。

3 2007年第一会期に関する議長報告(CD / 1820、07年3月30日)

4 国連プレスリリース、07年3月30日。

## 英下院、 トライデント 政府白書を承認 システム更新再考の余地残す

3月14日、英国下院は、トライデント核システムの更新に関する政府方針を了承する動議を、賛成409・反対161で可決した。与党・労働党、野党・保守党が賛成、第3党の自由民主党などが反対に回った。

採決の日に向けては、核軍縮キャンペーン(CND)やグリーンピース、「ファスレーン365(本誌254号参照)などの反核運動が世論を盛り上げる一方、ミハエル・ゴルバチョフ<sup>1</sup>やエルバラダイIAEA事務局長<sup>2</sup>などの有力人物からもトライデント更新を思いとどまるよう英政府に対して呼びかけがなされた。こうした声に後押しされるように、労働党からは8名の造反議員が出たが、遠く及ばなかった。

### 下院動議の内容

実際に下院において了承された内容とはどんなものだろうか。以下は、政府が提出した動議の全文である。

本院は、連合王国の最小限の核抑止力を既存シス

テムの年限を越えて維持するための必要な措置をとることを目的とし、また、核不拡散条約第6条の下での連合王国の軍縮義務を満たすさらなる措置をとることを目的として、白書『連合王国の核抑止力の未来』(Cm6994)において提示された政府の決定を支持する。

ここで述べられている「政府の決定」についてあらためてまとめておくと、以下のようになる(詳しくは本誌270号参照)。

- (1) 既存のトライデント・核システムの寿命が尽きる2020年代を超えて、英国の核抑止力を維持すること。
- (2) システム更新の際、現在と同じように潜水艦に弾道ミサイルを搭載する形式を採用すること。
- (3) 既存のバンガード級潜水艦を次世代型に更新するには2007年にも基礎設計開始が必要となること。
- (4) 米国と共通に使用している「トライデントII D5ミサイル」の耐用年数延長プログラムへの参加決断を2007年中に下さねばならないこと。
- (5) 代替型弾頭に関する決定はおそらく次政権下において必要となること。
- (6) 核弾頭数を200発から160発に削減すること。

### 3つの議論のポイント

上記の動議が可決されるまでには、以下の3つの点が主に問題となっていた。

第1は、核抑止概念をめぐる議論である。冷戦期と冷戦後の抑止概念はどう違うのか、いったい誰をどんな状況に

において抑止するのかなどが議論の対象となったが、これについては、270号で論じたので繰り返さない。

第2は、現在の核弾頭数約200発を160発に削減するという政府提案が、はたして政府の言うように核軍縮の一環といえるのかどうか、という問題である。英米安全保障情報評議会(BASIC)のポール・イングラムは、英下院防衛委員会に提出した意見書において、弾頭数を減らしたとしても、パトロール態勢にある潜水艦に搭載される弾頭数はいずれにせよ48発になるであろうから、弾頭数削減に特段の意味はないと述べている<sup>3</sup>。現在英国では、それぞれ48発の核弾頭を搭載した潜水艦4隻のうち、常時1隻がパトロールに出るといふ態勢を組んでいる。

### 決断タイミングの問題

第3の もっとも大きな論議を呼んだ問題は、トライデント更新の決断をいま下すべきかどうか、という問題であった。上で確認したように、政府白書における提案のいくつかは、2007年中の決断を要求していた。

この政府提案に対しては、核廃絶派からは言うに及ばず、トライデント更新を基本的に容認する人々の間からも、政府の決断は拙速であるとの意見が多く聞かれた。以下の3つの理由から、決断を急ぐ必要は必ずしもないといえる。

(1) 次世代型潜水艦への転換はもっと短い時間でできる。

下表に、既存の4隻のバンガード級潜水艦の退役予想年をまとめた。政府は、次世代型潜水艦の設計から建造、作戦開始までに17年かかると主張しており、そのためには07年中の決断が必要だと主張してきた。しかし、バンガード級を小幅に改造しただけの新型潜水艦でよいのなら、設計にそれほど時間はかからず、準備期間は8年で足りるとの意見もある<sup>4</sup>。

(2) バンガード級潜水艦の耐用年数は政府の主張する30年を超えて延長することが不可能ではない。98年の「戦略的国防見直し」(SDR)以来、潜水艦のパトロールの回数は減っており、船体の損傷は少ない。また、議論は分かれているものの、米国の戦略原潜であるオハイオ級の耐用年数を30年から45年程度に延ばす計画があるため、バンガード級に関しても同じことができる可能性があると言われている。こうした延長が可能なら、新しい潜水艦の設計はすぐには必要ない。

(3) 継続的航海による抑止(Continuous-at-Sea Deterrence=CASD)すなわち常時1隻の潜水艦をパトロールにつかせる態勢を放棄しさえすれば、新しい潜水艦を急いで作ることはない。常時1隻パトロールを維持しようとすると、パトロール1隻・待機1隻・修理中1隻の最低3隻でローテーションを組むことになる。しかし、有事出動だけで満足するのなら、待機1隻・修理中1隻の計2隻

あれば十分だ。

### 反核運動の今後

下院でトライデント更新が基本的に承認されてしまい、今のところ上院での審議が特に予定されていないことは、重く見なければならない。しかし、これで反核世論が完全に敗北してしまったわけではない。

まず、下院は核抑止力維持に関して政府にフリーハンドを与えてはいない。マーガレット・ベケット外務大臣は、3月14日の国会審議の中で、国際環境がどんな状況にあろうとも今後50年間核兵器を持ち続ける決断をしたわけではない、と念を押しており、トライデント更新の決断そのものが将来的に再考される可能性もある。

トライデントシステムの構成に関して積み残されている議論が始まったときにそのような再考のチャンスが訪れる。ベケット大臣は、次世代潜水艦の設計の詳細な内容、潜水艦の数を4隻から3隻に減らすのかどうか、代替型弾頭の開発に移るのかどうか、米国による「トライデントII D5」の後継ミサイルの開発計画に参加するのかどうかといった(政府白書で提案されていない)問題の決定は、将来に委ねられていると審議の中ではつきり述べている。英国政府は採決に勝ったとはいえ、あきらかに反核世論に配慮せざるを得なくなっている。

そのことは、政府提出の動議にNPT第6条の擁護という柱が立てられていることから明白だ。80年代までの英国における核廃絶論議は「一方的核軍縮論」が主流であった。こんにちの国会審議録を読んで印象的なことは、これに加えて、NPTを中心とした多国間軍縮メカニズムの重要性が多く言及されているということである。そして、NPT第6条の軍縮義務を果たすことは、今回の動議が採択されたことによってあらためて政府の公約となった。トライデント更新は下院によって承認されてしまったが、核軍縮に向けた誠実な条約交渉を実現させるよう、私たち自身が圧力をかけ続けなくてはならない。(山口響)

注

1 『タイムズ』、07年3月8日。ゴルバチョフ氏はここで、英核戦力の後継システムに関する決定を少なくとも2010年のNPT再検討会議まで延ばすよう要求している。

2 『フィナンシャル・タイムズ』(電子版)、07年2月19日。エルバラダイ氏は、英国が核抑止力を維持しているときに、(イランなどの)他国に「核抑止力はよくないものだ」と説得することは難しいと発言している。

3 英下院防衛委員会『連合王国の戦略的核抑止力の未来』(HC255-1、07年3月7日)、第57節。http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmselect/cmdfence/225/225i.pdf

4 英米安全保障情報評議会『イギリス核兵器の未来をめぐる決定』、06年12月。http://www.basicint.org/nuclear/beyondtrident/greenpaper.pdf

バンガード級潜水艦の退役予想年

潜水艦名	試験航海 / 原子炉臨界年	退役年(耐用年数延長なし)	退役年(耐用年数延長あり)
バンガード	1992年	2017年	2022年
ピクトリアス	1994年	2019年	2024年
ビジラント	1996年	2021年	2026年
ベンジアン	1999年	2024年	2029年

(出典) 英下院防衛委員会『連合王国の戦略的核抑止力の未来』(HC255-1、07年3月7日)、11ページ。

# 最善の国民保護計画とは

核兵器による攻撃を受けた場合を想定した自治体の国民保護計画が、被爆地長崎では大きな物議を醸している。基本指針として示された政府案が、余りに被爆の現実とかけ離れすぎている、というのが主たる理由であった。政府が各自治体に示したのは、「国民の保護に関する基本方針」(05年3月)の第2章「武力攻撃事態の想定に関する事項」と、より一般向けに分かりやすく解説した内閣官房による「武力攻撃やテロなどから身を守るために」の手引きである。

例えば後者の核物質が用いられた場合の留意点として、「核爆発の場合」とした項について見てみよう。閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので見ないで下さい。とっさに遮蔽物の陰に身を隠しましょう。近隣に建物があればその中へ避難しましょう。地下建設やコンクリートであればより安全です。上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れましょう。その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難しましょう。屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。屋内に地下施設があれば地下へ移動しましょう。屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう(以下省略)。

被爆直後の救護活動に従事した筆者の率直な感想をいえば、まるで殺虫剤でも撒布したときの留意事項でも読むような、間延びした指示文にしか感じられなかった。瞬時にして街全体を壊滅させたあの惨状を思えば、どこからこうした余裕が残されているのであろうか。問題が表面化して後、政府は主として遠距離の二次被害を避けるためのものと説明したというが、一体どの位の核兵器の爆発力や距離を想

定してのことなのか、少なくとも手引きには何の説明も加えられていない。

これでは被爆者たちが「保護計画で核攻撃から守れるというのは非現実的で一種のごまかしだ」「一般の人々に核被害がこの程度で対処できるという誤った認識を定着させる恐れがある」「核攻撃で死なないためには、核兵器廃絶しかない」というのが被爆体験から得た教訓と口々に反発したのも無理はない。長崎市が設置した国民保護協議会(会長は伊藤一長・長崎市長、委員45人)への参加要請に対して、被爆者団体は挙ってこれを拒否した。ただ一部の市民からは、やはり何らかの指針があった方が、との声も全くないわけではなかった。

そこで市長は昨年10月と11月の2回、国に対して核攻撃を受けた際の具体的な被害想定と対応策を示すよう重ねて要請したが、国からの回答は全くなかった。回答しなかったというよりも、たぶん当時の実体験に基づく確たる根拠もないままの作成文だったために、答えられなかったというのが実際のところであろう。前記協議会では今年の1月31日、核兵器攻撃への対処項目を除外した計画案が賛成多数で承認された。

今回は自治体の立場における議論であったが、医療の立場からは、すでに25年前に一つの結論が出されている。1982年、国連の要請を受けて世界保健機関(WHO)は国際委員会を設置し、核戦争の健康への影響とその対応策を検討させた。2年後に出されたレポートでは、原爆投下によってヒロシマの医療関係者の死傷率が91パーセントにも上ったことを例示し、被爆によって医療関係者がもはや救護に当たる余裕のないことを警告。その上で「核爆発の健康への影響に対処する唯一の方法は、第一次的な予防、すなわち核戦争の防止以外にあり得ない」と結んでいる。



## 特別連載エッセー 18

つちやま ひでお

1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去3回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの実行委員長。

被爆地の一角から

土山秀夫

(題字)

# 高校生平和大使を神奈川で募集しています。

長崎の市民団体「ながさき平和大会実行委員会」では、98年より被爆地の願いを世界に伝えるために「高校生平和大使」を国連に派遣しています。一昨年と昨年には神奈川の高校生も平和大使に選ばれました。一昨年の参加者を中心に、その後熱心な平和活動が神奈川で継続されています。こうした取り組みが評価され、神奈川から1人の平和大使の選出枠を設定し、派遣者を募集することとなりました。

対象は神奈川在県在学の高校生。応募締め切りは5月10日(木)です。氏名、学校名、学年、住所、電話番号(あればFAX番号)を明記して、FAXまたは郵送で下記にお申し込みください。折り返し、選考書類および面接の案内を郵送します。

「高校生平和大使・神奈川実行委員会」

〒220-8566 横浜市西区藤棚町2-197 高校教育会館内

電話 045-231-1180(神奈川県高等学校教職員組合 担当:西原・佐藤)

## 日誌

2007 3 21 ~ 4 5

作成:中村桂子

DOD=国防総省 / EU=欧州連合 / FMCT=核分裂性物質生産禁止条約 / IAEA=国際原子力機関 / MDA=ミサイル防衛庁 / PAC3=改良型パトリオット3 / SACO=沖縄に関する特別行動委員会 / WMD=大量破壊兵器

3月21日付 EU加盟各国、北朝鮮核実験に対する制裁措置としてぜいたく品の対北朝鮮輸出の禁止で合意。ロイター通信。

3月22日 東京地裁、東京都と茨城県の被爆者30人が国の原爆症認定申請却下処分取り消しなど求めた訴訟で、原告21人を原爆症と認定。

3月22日 英仏、対イラン追加制裁決議修正案を国連安保理の各理事国に提示。

3月22日 6か国協議、具体的成果なく休会へ。

3月23日 政府、他国が突然弾道ミサイルを発射した場合の対応を定めた「緊急対処要領」を閣議決定。

3月23日 岩国市議会、空母艦載機移転問題で、移転を事実上容認する決議案を可決。

3月23日 「米軍再編促進特措法案」の国会審議が始まる。(本号参照)

3月23日 米下院本会議、イラク駐留米軍を遅くとも08年8月末までに撤退させることを求めた法案を賛成多数で可決。

3月24日 国連安保理、対イラン追加制裁決議案を全会一致で採択。(本号参照)

3月25日 米韓両国軍、朝鮮半島有事を想定した戦時増員演習と野外機動訓練「フォール・イーグル」を開始(～31日)。

3月25日 イラン政府報道官、国営テレビで、イランがIAEAとの協力の一部停止を決定と発言。

3月26日 イランのラジヤニ最高安全保障委員会事務局長、ソラナEU共通外交・安全保障上級代表と協議。イラン国営通信。

3月26日 中口、エネルギー分野などでの協力やWMDと宇宙での軍拡競争の防止などを盛り込んだ共同声明を発表。

3月27日 米DOD、ペルシャ湾で空母ステニス戦闘群と空母アイゼンハワー戦闘群による軍事演習を開始したと明らかに(～28日)。

3月27日 米MDA、海上自衛隊がSM3の発射実験を今年末に実施する計画を明らかに。

3月29日 米上院本会議、下院が可決したイラク撤退法案を賛成多数で可決。

3月30日 防衛省、PAC3を人間基地に配備。

3月30日 政府、イラク復興支援特措法を2年延長する改正案を閣議決定。

3月30日 ジュネーブ軍縮会議、FMCT交渉開始などを盛り込んだ議長提案を採択できず第一会期を終了。(本号参照)

3月31日 国営ロシア通信、米軍が4月前半にもイランへの攻撃を開始する可能性ありと報道。

4月3日 防衛省、日米印3か国の海軍が16日に日本近海の太平洋上で親善の共同訓練をすると発表。

沖縄

3月22日 名護漁業協同組合、普天間代替施

設建設の環境評価に先立つ事前調査について、調査実地への同意を決定。

3月23日 名護市議会、V字型滑走路案に関し市が政府と交わした基本合意の白紙撤回を求める決議案を賛成少数で秘決。

3月27日 那覇防衛施設局、普天間飛行場移設先の事前調査に関して、公共用財産使用協議書を県海岸防災課に提出。

3月27日 沖縄返還交渉「密約」訴訟で、東京地裁が西山氏の訴えを棄却。

3月27日 久間防衛相、衆院安保委で再編実施のためのロードマップに基づく嘉手納より南の6施設の返還計画策定に遅れありと認める。

3月28日 キャンプ・ハンセン内レンジ7付近で、実弾射撃訓練による山火事が発生。

3月28日 キャンプ桑江北側跡地から基準値を超えたヒ素や鉛が検出されたことが明らかに。

3月29日 久間防衛相、衆院安保委で、「屋良確認書」に反して下地島空港の軍事使用に関する政府内合意があったことに言及。

3月30日 米空軍嘉手納基地で、F22Aラプター戦闘機1機が緊急着陸。

4月2日付 那覇空港の米軍移転費用を日本政府が負担するとの密約の存在が機密解除された米政府の電文から明らかに。

4月3日 久間防衛相、衆院安保委で、現況調査に着手するために県に提出した公共用財産使用協議書の公表を拒否。

4月4日 在日米軍のライト司令官(空軍中將)最新鋭ステルス戦闘機F22Aが5月までに嘉手納基地を離れることを明らかに。

4月4日 SACO報告草案に、日米両政府がオスプレイの配備を明記していたと判明。

4月5日 最高裁、沖縄戦の遺族らが「国と前首相に損害賠償を求めた「沖縄靖国訴訟」で、原告の上告を退ける決定。

### 今号の略語

CASD=継続的航海による抑止  
CCW=特定通常兵器使用禁止制限条約  
CD=ジュネーブ軍縮会議  
DDA=国連軍縮局  
FMCT=核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約  
IAEA=国際原子力機関  
JBIC=国際協力銀行  
NPT=核不拡散条約  
NSA=消極的安全保証  
PAROS=大気圏外での軍備競争の防止  
SACO=沖縄に関する特別行動委員会  
SDR=戦略的国防見直し(英)  
WHO=世界保健機構

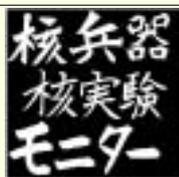
## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス事務局 <office@peacedepot.org> 梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <QZT04441@nifty.com> 中村桂子 <nakamura@peacedepot.org> 氷熊克哉 <higuma@peacedepot.org> 山口響 <hibikiy1976@yahoo.co.jp>

### 宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

### 次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ) 中村桂子(ピースデポ) 氷熊克哉(ピースデポ) 山口響(ピースデポ) 湯浅一郎(ピースデポ) 嘉指信雄、津留佐和子、中村和子、華房孝年、福井拓也、梅林宏道